平成２８年（フ）第８０号
新潟県五泉市村松乙97番地　ヤナドリアパート仲丁１号室、前住所新潟県上越市五智新町10番19号　コーポすずかぜＡ－１号
債務者　坂田百合子（旧姓松尾・中川）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
新潟県五泉市土深92番地２
債務者　松澤　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４号
新潟市東区秋葉１丁目35番43号
債務者　浅田　俊一
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４号
福井県鯖江市水落町１丁目12番10号　コーポあきつ．103
債務者　大井　　清
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６８号
山梨県山梨市上石森331－３、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町小石和258番地２
債務者　河野　　伸
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７２号
旧住所神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町1505番地　西原アパート14棟403号
債務者　角津　優子（旧姓白岩）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
山梨県北杜市高根町村山西割1887番地１　高根みどり団地Ａ棟203号室
債務者　藤原　成彦
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８７号
山梨県笛吹市石和町市部1182番地６
債務者　浅川惠美子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
山梨県甲府市古上条町44番地14
債務者　髙木　浩治
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８９号
山梨県甲府市古上条町44番地14
債務者　髙木美由紀
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
長野県千曲市大字新田91番地１
債務者　北村　香織（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第６０号
長野県松本市寿北５丁目４番20号
債務者　菅井　妙子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６２号
長野県木曽郡大桑村大字野尻1020番地10
債務者　木村　佳子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６８号
奈良市菅原町309番地の４
債務者　トラットリア　イル　バッコドーロこと　井岡　達也
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５１号
奈良県香芝市畑４丁目672番地１　アネックスＢ103号、住民票上の住所奈良県香芝市下田西３丁目10番23号
債務者　山口翔之介
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手633番地の１　ピアッツァコートｏｎｅ309号室
債務者　満留　惠美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８５６号
広島県大竹市南栄２丁目12番11の312号　ＳＰ大竹
債務者　浅野　公亮
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　広島地方裁判所民事第４部